

浄化センター等施設維持管理包括業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 浄化センター等施設維持管理包括業務
- 2 業務場所 尾張旭市下井町内 2 3 4 6 番地 6 地内 東部浄化センター
尾張旭市庄中町一丁目 4 番地 6 地内 西部浄化センター
場外マンホールポンプ場外 計 8 施設
- 3 業務期間 着手 令和 8 年 月 日
完了 令和 1 1 年 9 月 3 0 日
(履行期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日)
(地方自治法第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)
- 4 委託料 金[]円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金[]円)
- | | |
|--|---|
| 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの分 | 円 |
| 令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの分 | 円 |
| 令和 1 0 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの分 | 円 |
| 令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日までの分 | 円 |
- 5 契約保証金 免除（尾張旭市契約規則第 3 2 条第 3 号の規定による。）

上記の業務委託について、委託者 尾張旭市 と 受託者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

委託者 尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 番地 1

尾張旭市

代表者 尾張旭市長 柴 田 浩

受託者

第1章 総則

(業務の範囲)

- 第1条 委託者は、受託者に対し、公募型プロポーザル実施公告、公募型プロポーザル実施要領、要求水準書、施設機能報告書、要求水準書別表、参考資料、設計書、受託者が応募の際に提出した本業務に関する技術提案書（再技術提案書を含む。以下「提案書」という。）及び本契約に基づき、要求水準書別紙1に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の維持管理（以下「本件業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。
- 2 受託者の業務範囲は、要求水準書別紙2のとおりとする。
 - 3 受託者は、本契約書、公募型プロポーザルに関する資料及び提案書（以下「本契約書等」という。）で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、材料品等を決定し本件業務を行うことができる。
 - 4 受託者は、本契約書等に特別の定めがある場合又は委託者と受託者が協議した場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(業務期間、履行期間及び引継業務準備期間)

- 第2条 業務期間は、本契約締結日から令和11年9月30日までとする。
- 2 履行期間は、令和8年10月1日（以下「履行開始日」という。）から令和11年9月30日（以下「履行期間満了日」という。）までとする。
 - 3 本契約締結日から履行開始日の前日までを引継業務準備のための期間（以下「引継業務準備期間」という。）とし、受託者の費用により、前受託者からの引継ぎ及び第2章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。

(総括責任者)

- 第3条 受託者は、東部浄化センター及び西部浄化センターに各1名総括責任者及び副総括責任者を選任し、履行開始日の14日前までに、委託者に届け出なければならない。総括責任者及び副総括責任者を変更する場合も同様とする。
- 2 総括責任者及び副総括責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 総括責任者は現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
 - (2) 本契約書等に定められた、業務の目的、内容を十分理解して業務にあたること。
 - (3) 副総括責任者は、総括責任者を補佐し、総括責任者が不在の場合には、総括責任者と同等の権限をもってその職務を代行する。
 - 3 委託者は、本件業務を完了させるため、業務に関する指示を受託者又は総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は総括責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

(監督員)

- 第4条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、本契約書等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受託者又は総括責任者に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 受託者の本件業務の履行のために必要な図書の作成若しくは交付又は受託者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 本契約書等に基づく業務の履行状況の確認

- 3 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行うものとする。

(契約の保証)

第5条 尾張旭市契約規則第32条第3号の規定により免除する。

(優先関係)

第6条 本契約書及び公募型プロポーザルに関する資料の間、又は本契約書及び提案書の間で齟齬が生じたときは、本契約書を優先する。また、公募型プロポーザルに関する資料及び提案書の間で齟齬が生じたときは、公募型プロポーザルに関する資料を優先する。

第2章 運営準備等

(施設機能の確認)

第7条 受託者は、本契約締結に先立ち、受託者選定の際に委託者が交付した施設機能報告書の内容が、要求水準書別紙6に定める保安全管理要求水準（以下「保安全管理要求水準」という。）を満たしていること及び本件施設の状況が施設機能報告書と一致していることを確認する。

- 2 受託者は、委託者に対して、施設機能報告書の内容が保安全管理要求水準を満たしていないこと、また、本件施設の状況が施設機能報告書に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、本件施設の状況と施設機能報告書に不一致が存在すること、及び当該不一致を本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを、受託者が証明した場合を除く。
- 3 前項ただし書きの場合、委託者は、受託者と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

(維持管理実施計画)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる計画書を、当該各号に定める日までに、その費用により、本契約書等に記載された条件に従って作成し、委託者に提出するものとする。

- (1) 維持管理実施基本計画書 履行開始日の14日前
- (2) 年間維持管理実施計画書 各年度の業務開始日の14日前
- (3) 月間維持管理実施計画書 各月の業務開始日の5日前（ただし、令和9年10月分の月間維持管理実施計画書は、当該月の業務開始日の14日前）

- 2 前項第1号の維持管理実施基本計画書には要求水準書別紙3の3(1)に定められた事項が、同項第2号の年間維持管理実施計画書には要求水準書別紙3の3(2)に定められた事項が、及び同項第3号の月間維持管理実施計画書には要求水準書別紙3の3(3)に定められた事項が記載されなければならない。かつ、これらの記載事項の詳細に係る事項については、引継業務準備期間に行われる委託者及び受託者との協議によって定められたところに従うものとする。
- 3 受託者は、第1項の計画書（以下「計画書」という。）に基づき本件業務を実施するものとする。
- 4 委託者は、計画書に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、受託者に説明を求めるものとする。
- 5 委託者が、計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、委託者は受託者に是正（当該計画書の全部又は一部の変更を含む。）を求めることができる。

- 6 受託者は、計画書の変更を希望する場合、変更を希望する日の14日前までに変更理由及び変更内容を委託者に提出するものとする。

(許認可の取得等)

- 第9条 受託者は、法令上、要求水準書別紙8の3に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 受託者は、委託者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用の承認を受けるものとする。なお、本件業務実施のため既存施設等の利用については無償で 사용할ことができるものとする。
 - 3 受託者は、本件業務の実施に必要な許認可等について、その責任と費用をもって取得し本件業務にあたるものとする。

第3章 運転管理

(流入基準)

- 第10条 水量に関する流入基準、水質に関する流入基準及び流入予測水量は、要求水準書別紙4のとおりとし、これらに変動がある場合は、委託者は必要に応じて受託者に通知するものとする。

(流入水の処理)

- 第11条 受託者は、流入水を要求水準書別紙5に定める放流水質管理基準Ⅰ（以下「管理基準Ⅰ」という。）に適合させて放流する義務を負うものとする。ただし、次条第1項又は第13条第2項において、受託者が責任を負わない旨規定されている場合を除く。
- 2 管理基準Ⅰ又は要求水準書別紙5に定める放流水質法定基準Ⅰ（以下「法定基準Ⅰ」という。）を達成しなかったときは、要求水準書別紙9に基づき、受託者は速やかに改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
 - 3 前条の水質に関する流入基準を満たしているにもかかわらず、受託者が管理基準Ⅰ又は法定基準Ⅰを達成しなかったときは、委託者は、要求水準書別紙9及び要求水準書別紙19に規定された手続に従い委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。ただし、やむを得ない事態による場合はこの限りではない。
 - 4 受託者は、委託者に対し、前項ただし書きの場合に生じた追加費用（受託者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。）を請求することができる。
 - 5 受託者は、流入水を要求水準書別紙5に定める放流水質管理基準Ⅱ（以下「管理基準Ⅱ」という。）及び放流水質法定基準Ⅱ（以下「法定基準Ⅱ」という。）に適合させるように放流する義務を負うものとする。ただし、次条第1項又は第13条第2項において、受託者が責任を負わない旨規定されている場合を除く。
 - 6 管理基準Ⅱ及び法定基準Ⅱを達成しなかったとき、又は達成しないおそれがあると認められるときは、要求水準書別紙9に基づき、受託者は速やかに改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
 - 7 前条の水質に関する流入基準を満たしているにもかかわらず、受託者が管理基準Ⅱ及び法定基準Ⅱを達成しなかったときは、委託者は、要求水準書別紙9及び要求水準書別紙19に規定された手続に従い委託料の減額、本契約の解除、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。ただし、やむを得ない事態による場合はこの限りではない。

- 8 受託者は、委託者に対し、前項ただし書きの場合に生じた追加費用（受託者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く。）を請求することができる。

（流入水質が流入基準を満たさない場合）

- 第12条 流入水質が、第10条の水質に関する流入基準を満たしていない場合、受託者が管理基準Ⅰ、法定基準Ⅰ、管理基準Ⅱ及び法定基準Ⅱを達成しなかったときであっても、受託者は責任を負わず、これを理由に委託料は減額されない。ただし、受託者が次項に違反した場合又は受託者に故意若しくは過失がある場合はこの限りではない。
- 2 前項本文の場合、受託者は、管理基準Ⅰ、法定基準Ⅰ、管理基準Ⅱ及び法定基準Ⅱを達成するよう努めるものとし、委託者から指示がある場合はそれに従う。この場合において、受託者は、委託者に対し、これにより生じた追加費用を請求することができる。

（流入水量が流入基準を上回った場合）

- 第13条 流入水量が、第10条の水量に関する流入基準を上回った場合であっても、対象施設において対応可能な範囲の雨天時浸入水等については、受託者が適切な措置をとって対応するものとする。
- (1) 受託者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、流入渠水位、ポンプ井水位の監視を行う。
- (2) 受託者は、流入水の水量が要求水準書別紙4に示す流入水量を上回った場合であっても、汚水ポンプ等で対応できる場合は、適切な運転を行う。
- (3) なお、上記の措置で対応できない大雨の場合は、不可抗力とする。
- 2 前項の場合、管理基準Ⅰ、法定基準Ⅰ又は法定基準Ⅱを達成しないときであっても、受託者は責任を負わず、これを理由に委託料は減額されないものとする。ただし、受託者が前項の対応方法に従わなかった場合又は受託者に故意若しくは重過失がある場合は、第11条第2項から第4項までの規定を準用する。

（流入水の水量、水質の変化の把握）

- 第14条 受託者は、流入水の水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が要求水準書別紙4の範囲を逸脱している場合、速やかに委託者に報告するものとする。
- 2 委託者は、流入水の水量又は水質が要求水準書別紙4の範囲を逸脱する可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受託者に通知するものとする。

（その他運転に関する条件）

- 第15条 流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、要求水準書別紙5に定めるところによる。
- 2 第10条の流入基準が満たされているにもかかわらず、受託者が要求水準書別紙5に定める汚泥処理の条件を満たしていなかったときは、要求水準書別紙9の対応手順に基づき、委託者は、要求水準の未達の内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受託者は改善計画書の提出を命じられた場合速やかに改善計画書を委託者に提出しなければならない。受託者は、委託者に確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 3 第10条の流入基準が満たされているにもかかわらず、受託者が要求水準書別紙5に定める汚泥処理の条件を満たしていなかったときは、委託者は要求水準書別紙9及び要求水準書別紙19に定められた基準に従い委託料の減額をすることができる。

- 4 要求水準書別紙9に示す、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により、受託者が要求水準書別紙5に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、前項の規定にかかわらず、委託者は、委託料の減額等は行わないものとする。また、委託者と受託者の双方に責を帰すことができない事由により、受託者が要求水準書別紙5に定める汚泥処理の条件を満たせないときは、受託者に生じた追加費用（受託者の故意若しくは過失により生じ又は増加した費用を除く）を受託者は、委託者に請求することができるものとする。

(引継事項)

- 第16条 受託者は、業務開始後可能な限り速やかに、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、要求水準書別紙11に規定された内容を含む。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備え置くものとする。
- 2 受託者は、引継事項を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受託者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
- 4 受託者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとし、その内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに変更した旨通知するものとする。

(業務にかかる受託者の提案)

- 第17条 受託者は、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見又は発案したときは、委託者に対し、当該発見又は発案に基づき本契約書及び要求水準書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、本契約書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定により、委託料の変更が生じる場合は、第49条の規定に基づき、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

第4章 保安全管理

(本件施設等の保安全管理)

- 第18条 受託者は、保安全管理要求水準を遵守し、次の各号に掲げる本件施設の保安全管理業務を行うものとする。
 - (1) 要求水準書別紙2に記載された保安全管理業務
 - (2) 次条に規定する修繕
 - (3) その他の本件施設の保安全管理

(自家用電気工作物に関する修繕)

- 第19条 本件施設において、履行期間中に自家用電気工作物の修繕の必要が生じた場合、受託者は、委託者に対し、修繕が必要である設備の現況及びその理由を速やかに書面により報告するものとする。
- 2 委託者は、前項の書面報告があった場合において、受託者に、受託者の費用において設備等の修繕を請求することができる。ただし、その修繕は、その費用が1件当たり10万円以下（税込）、年間上限額40万円以下（税込）とし、その判断は受託者の見積を勘案して委託者が行うものとする。

- 3 受託者は、緊急の場合には、前項の規定にかかわらず、必要最低限の修繕を行うものとし、その修繕の費用の負担については、委託者と受託者との協議によるものとする。
- 4 履行開始日前に設備の修繕の必要が生じ、第1項の書面報告があったものについては、受託者はその責任を負わないものとする。

(施設等の改善要望)

- 第20条 受託者は、本件業務を実施する上で、委託者の責に帰すべき事由により、本件施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、委託者に対しその改善要望を行うことができる。
- 2 受託者は、前項の改善要望を行う場合、次の事項を記載した改善要望書を提出しなければならない。
 - (1) 改善が必要な理由
 - (2) 必要な改善措置案
 - (3) 正常な管理を行ってきた記録
 - 3 委託者は、前項の改善要望書の提出があった場合、受託者と協議し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

(回復措置請求)

- 第21条 第23条第2項に規定する施設機能の評価の結果、第18条に規定する保全管理がなされていないと委託者が判断した場合、委託者は、違反内容を明示した上で、受託者に対して改善計画書の提出を命じることができる。
- 2 受託者は、改善計画書の提出を命じられた場合速やかに改善計画書を委託者に提出し、委託者の確認を受けるものとする。受託者は確認を受けた改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
 - 3 委託者は、受託者が改善計画書を提出しないとき（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）又は改善計画書どおりに本件業務が行われていないとき、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受託者に施設機能の回復に必要な措置を受託者の負担により行うことを請求することができる（以下「回復措置請求」という。）。

第5章 環境計測、業務報告等

(本件施設の環境計測)

- 第22条 受託者は、要求水準書別紙5に定める放流水質に関する法定基準及び管理基準（以下「放流水質基準」という。）を達成しているかを確認するため、第8条第1項の計画書に記載された水質試験計画に従い、要求水準書別紙12に示す水質検査その他環境計測を行う。
- 2 前項の環境計測の結果、放流水質基準を達成していない場合、受託者は要求水準書別紙9に規定された措置を行うものとする。
 - 3 受託者は、第1項の環境計測の結果及び前項の措置について、第24条の定めるところにより報告するほか、項目ごとに、委託者に報告するものとする。

(委託者による監視、立入検査)

- 第23条 委託者は、随時、自ら又は必要な技術力等を有すると認めたと者に委託することにより、水質検査その他環境計測を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものと

- する。この場合において、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならない。
- 2 委託者は、随時、自ら又は必要な技術力等を有すると認められた者に委託することにより、通常の営業時間内において、施設の機能について評価を行うことができるものとし、受託者はこれに協力する義務を負う。この場合において、委託者は受託者の業務に支障が生じないように努めなければならない。
 - 3 委託者（委託者から委託を受けた者を含む。）は、前項の施設機能の評価又は受託者の業務遂行状況について監視を行うために、通常の営業時間内において、受託者に通知をした上で施設へ立ち入ること、また適宜受託者に説明を求めることができるものとし、受託者は、これに協力するものとする。
 - 4 第1項の環境計測及び第2項の評価の結果、要求水準未達等の事実が判明した場合、受託者は、当該環境計測及び評価の費用を負担するものとする。

（業務の報告）

- 第24条 受託者は、本件施設の点検及び第22条に規定する環境計測の結果について、要求水準書別紙13に定める事項を記載した運転日報を作成し、翌開庁日までに委託者に提出するものとする。
- 2 受託者は、要求水準書別紙13に定める事項を記載した運転月報及び運転年報を作成し、委託者に提出する。
 - 3 委託者は、運転日報、運転月報及び運転年報の内容について、受託者に説明を求め、又は受託者が本件業務に関し所持している資料の提出を求めることができる。
 - 4 受託者は、契約終了に当たっては、全業務期間の履行が確認できる資料を添え業務完了報告書を委託者に提出するものとする。

（報告の義務）

- 第25条 受託者は、本件業務を実施する際、次に掲げる事項に該当する場合は、直ちに委託者に報告するものとする。
- (1) 事故の発生又はそのおそれがある場合
 - (2) その他本件業務の履行に支障を及ぼす事態の発生又はそのおそれがある場合
- 2 受託者は、年間維持管理実施計画書及び月間維持管理実施計画書に従った本件業務の履行ができないことが明らかになったときには、委託者に対して直ちにその理由を付した書面を提出するものとする。

第6章 委託者の義務

（委託料の支払）

- 第26条 委託者は、第24条第2項の運転月報を受領した日から10日以内に運転月報の内容を確認し、受託者にその結果を通知する。
- 2 受託者は、前項の通知を受けた後に、対象月の委託料に係る請求書を委託者に提出するものとする。ただし、受託者が本契約に違反した場合、要求水準書別紙19に従いこれらを減額することができるものとする。
 - 3 委託者は、前項の請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。ただし、委託者の支払手続時において、受託者が本契約に違反している場合に限り、委託者は委託料の支払を留保することができる。契約書別表1「委託料支払表」参照

(賃金又は物価の変動に基づく委託料の変更)

第27条 委託者又は受託者は、委託期間内で契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託料の変更を請求することができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の請求があったときは、要求水準書別紙19に従い委託料の見直しを行うものとする。
- 3 変動前残委託料及び変動後残委託料は、第1項の請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託料変更の基準とした日」とする。
- 5 予期することができない特別の事情により、業務期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は前各項の規定にかかわらず、委託料の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、委託料の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(委託料の限度額)

第28条 本契約において、各会計年度における委託料の支払の限度額は次のとおりとする。

- 令和8年度 金〔 〕円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〔 〕円)
- 令和9年度 金〔 〕円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〔 〕円)
- 令和10年度 金〔 〕円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〔 〕円)
- 令和11年度 金〔 〕円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〔 〕円)

(契約不適合責任)

第29条 委託者は、引き渡された自家用電気工作物の修繕部分が本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、修繕部分のやり直し又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求する

ことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 委託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第7章 損害賠償

(損害賠償)

第30条 受託者の本契約の規定への違反その他受託者の責に帰すべき事由により、委託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対して、その事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

- 2 委託者の本契約の規定への違反その他委託者の責に帰すべき事由により、受託者に損害が生じた場合、委託者は受託者に対して、その事由により生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- 3 受託者の責に帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合、受託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受託者の責に帰すべき事由により委託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、委託者は受託者に対して求償権を行使することができる。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により、第三者に損害が生じた場合、委託者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。委託者の責に帰すべき事由により、受託者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、受託者は委託者に対して求償権を行使することができる。
- 5 受託者は、自己の費用により、第三者賠償責任保険その他必要な保険に加入し、将来生じうる損害に備えるものとする。
- 6 本契約は、第三者に対して放流水質基準による放流を保証するものではない。

(責任範囲)

第31条 受託者及び委託者の責任範囲については、要求水準書別紙7に従うものとする。

第8章 契約終了

(期間満了による終了)

第32条 履行期間満了により本件業務を終了した場合、受託者は次に掲げる義務を負う。

- (1) 受託者は、履行期間満了日後に本件施設の維持管理を行う者に対し、本件施設が保全管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を交付するものとする。
 - (2) 受託者は、履行期間満了時において、委託者から貸与された備品・材料品類と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すものとする。
 - (3) 受託者は、履行期間満了時において、燃料及び薬品については、履行開始時点で委託者が保有する品目及び数量と同等かつ同数量以上のものを委託者に引き渡すものとする。
- 2 委託者は、自ら又は必要な技術力等を有すると認めた者に委託すること等により、令和11年7月1日から履行期間満了日までの間において、施設機能の評価を行うことがあり、その評価の結果、本件施設が保全管理要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、受託者に対し、保全管理要求水準を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができる。

3 前項の評価後から履行期間満了時までの間に、本件施設について保全管理要求水準の違反が生じた場合、委託者は、これにより委託者に生じた損害及び費用を受託者に請求することができる。この場合において、委託者は、履行期間満了後14日以内に、当該違反の内容を受託者に対して通知するものとする。

(委託者の任意解除権)

第33条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条から第37条までの規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 委託者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受託者に通告するものとする。

3 委託者は、第1項の規定により本契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、双方協議して定めるものとする。

4 前条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定により本契約が解除された場合に準用する。

(委託者の催告による解除権)

第34条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 第11条第3項に該当するとき（要求水準書別紙9に定める解除の要件を満たす場合に限る。）。

(4) 正当な理由なく、第21条第3項の回復措置請求に従わないとき。

(5) 正当な理由なく、第29条第1項の履行の追完がなされないとき。

(6) 第47条第1項の規定に違反したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

2 第32条第1項及び第2項の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用する。

(委託者の催告によらない解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 第53条の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

(2) 受託者が本契約に基づく本件業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受託者の本件業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が本件業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (5) 第39条又は第40条の規定によらずに本契約の解除を申し出たとき。
- 2 第32条第1項及び第2項の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用する。

(暴力団等排除に係る発注者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するとき（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）は、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (8) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知らながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(談合その他不正行為に係る委託者の催告によらない解除権)

第37条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者はその責めを負わないものとする。

- (1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者で

ある事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本条において同じ。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受託者が共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第38条 第34条第1項各号、第35条第1項各号又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第34条から第36条までの規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第39条 受託者は、委託者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 2 第32条第1項及び第2項の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用する。

（受託者の催告によらない解除権）

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第50条の規定により委託内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

- (2) 第50条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 第32条第1項及び第2項の規定は、前項の規定により本契約が解除された場合に準用する。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条第1項又は前条第1項に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第42条 委託者は、本契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。
- 2 前項に規定する既履行部分委託料は、日割りによって計算した額を基本として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第43条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 本契約の自家用電気工作物修繕の目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第34条から第36条までの規定により、履行期間の満了後に本契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第34条から第36条までの規定により、履行期間の満了前に本契約が解除されたとき。
- (2) 履行期間の満了前、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額とする。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払）

- 第44条 受託者は、第37条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、委託料の10分の2に相当する額を委託者が指定する期限までに支払わなければならない。受託者がこの契約を履行した後も同様とする。
- 2 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定に関わらず、委託料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
 - （1） 第37条第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
 - （2） 第37条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受託者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - （3） 第37条第1項各号のいずれかに該当する場合において、受託者が委託者に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 前2項の規定に関わらず、委託者は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（受託者の損害賠償請求等）

- 第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- （1） 第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - （2） 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第26条第3項の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

- 第46条 委託者は、自家用電気工作物修繕の目的物に関し、引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、委託者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受託者は、その責任を負わない。ただ

し、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 委託者は、修繕工事の目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された自家用電気工作物修繕の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者若しくは監督員の指図より生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第9章 その他

（保証）

第47条 受託者は、委託者に対し、本契約締結日現在において、次に掲げる事実を保証するものとする。

- (1) 受託者による本件業務の遂行が受託者に適用される一切の法令に違反しないこと。
 - (2) 第36条各号に規定する事由が生じていないこと。
 - (3) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、又、受託者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
 - (4) 尾張旭市指名停止取扱要領に基づく指名停止又は、それに準ずる措置を受けていないこと。
 - (5) 本契約に関し、受託者が委託者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。
- 2 委託者は、受託者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
- (1) 委託者が受託者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
 - (2) 本契約の締結に必要な手続をすべて完了していること。
- 3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、委託者又は受託者は、それぞれの相手方に対して直ちに通知するものとする。

（委託者による委託内容の変更）

第48条 委託者は、法令の変更、技術の革新（設備の改築を含む。）その他の理由により、委託の内容の変更を希望する場合、受託者に対し、変更を希望する日（以下本条において「変更日」という。）の3月前までに変更案（委託料部分を含まない。以下本条において「変更案」という。）を提出するものとする。この場合において、委託者は、あらかじめ変更案について受託者の意見を聴くよう努めなければならない。

- 2 受託者は、前項の変更案を受領した日から1月以内に、委託者に対し、変更案に対応する委託料に関する見積り（当初契約時見積り内訳書と同様の内容）を提出するものとする。
- 3 委託者は、前項の見積りを受領した日から1月以内に、受託者に対し、見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。
- 4 委託者が見積りを承諾する旨を受託者に対して通知した場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 5 委託者が見積りを承諾しない旨を受託者に対して通知した場合、委託者及び受託者の協議により変更案及び委託料を定めるものとする。
- 6 前項の協議が同項の通知を受領した日から1月以内（委託者と受託者が合意したときはその期間内）に成立しない場合、委託者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受託者に対して通知するものとし、契約の終了を通知したときは、変更日の前日に本契約は終了するものとする。
- 7 第32条第1項及び第2項の規定は、前項の規定により本契約が終了した場合に準用する。
- 8 第1項の期間は、公益上やむを得ない事由がある場合、短縮することができる。この場合において、受託者は変更案の受領後、速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

（受託者による委託内容の変更）

- 第49条 受託者は、委託の内容の変更を希望する場合、委託者に対し、変更を希望する日（以下本条において「変更日」という。）の3月前までに変更案（委託料部分を含む。以下本条において「変更案」という。）を提出するものとする。この場合において、受託者は、あらかじめ変更案について委託者の意見を聴くよう努めなければならない。
- 2 委託者は、受託者に対し、前項の変更案を受領した日から1月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。この場合において、受託者と委託者が協議の上、変更案を変更することができる。
 - 3 委託者が承諾する旨を受託者に対して通知した場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。

（不可抗力）

- 第50条 暴風、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の前記を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、委託者及び受託者の責に帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により、本件施設の運営が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合並びに本件施設が損傷した場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、委託者において対応するものとする。ただし、受託者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受託者の負担とする。

- 2 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、委託者は、必要な範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、委託者は直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 3 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、委託者の負担とする。

(経費の負担)

第51条 受託者が業務履行上、負担する経費は、要求水準書別紙14のとおりとする。

(契約の変更)

第52条 第48条から第50条までに定めるもののほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(契約上の地位の譲渡等)

第53条 受託者は、委託者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。

(再委託)

第54条 受託者は、本件業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、本件業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- 3 委託者は、受託者に対して、本件業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第55条 受託者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(通知)

第56条 本契約に規定された指示、請求、通知、報告、申出、承諾、催告、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 2 委託者及び受託者は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(秘密保持)

第57条 受託者は、本件業務を行う上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第58条 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 受託者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、尾張旭市における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。
- 3 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 4 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
- 5 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、委託者が必要と認める場合については、書面により委託者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 6 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。
- 7 受託者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは委託者の承諾を得るものとする。
- 8 受託者は、委託者の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託するときは、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させるものとし、受託者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 9 受託者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 10 受託者は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 11 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 12 受託者は、この契約による業務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、委託者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 13 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報が記録された資料等についても、同様とする。
- 14 受託者がこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

- 15 受託者は、委託者の指示により、個人情報削除し、又は個人情報が記録された資料等を廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、委託者に証明書等により報告するものとする。
- 16 受託者が、個人情報が記録された資料等について、委託者の承諾を得て再委託による提供をした場合又は委託者の承諾を得て第三者に提供した場合、受託者は、委託者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 17 委託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受託者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は受託者に対して指示を与えることができる。なお、受託者は、委託者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 18 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この場合、委託者は、受託者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。
- 19 受託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合、委託者にその損害を賠償しなければならない。

（生成 AI の利用に関する保証）

第59条 受託者は、本契約による事務を処理するに当たり、生成 AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を利用する場合には、委託者に対し、本契約による事務を処理する過程において第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しておらず、成果物が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことを保証する。

（生成 AI への入力及び出力結果）

第60条 受託者は、本契約による事務を処理するに当たり、生成 AI を利用する場合には、本契約による事務を処理することに関して知り得た秘密及び個人情報を生成 AI に入力してはならず、生成 AI の出力結果を確認して修正することなく成果物として委託者に提出してはならない。

（著作権の譲渡等）

- 第61条 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下本条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）をこの契約図書等に定める当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著

作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしな
いにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該
成果物の内容を公表することができる。
- 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1
項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の
2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、委託
者の直接使用の用途に供する際に、当該プログラム及びデータベースを利用することができ
る。

（準拠法及び管轄裁判所）

第62条 本契約は、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

- 2 本契約に関する一切の紛争については、委託者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の
専属的管轄裁判所とする。

（紛争の解決）

第63条 この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき、協議
が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他この契約に関し
て委託者受託者間に紛争を生じたときは、委託者及び受託者は、協議の上調停人を選任し、
当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要
する費用については、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と
受託者それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定
する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者間の紛争について民事訴訟法（平成
8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に
基づく調停の申立てを行うことができる。

（その他）

第64条 受託者は、本件業務の実施に当たり、要求水準書別紙18に示す関連法令等を遵守
する。

- 2 本契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる計量単位は、本契約書等に特別の定め
がある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 3 本契約書等における期間の定めについては、民法及び商法（明治32年法律第48号）の
定めるところによるものとする。
- 4 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 5 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し当事者間に疑義が生じた事項について
は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 本契約は、2年度目以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合
は、本契約は解除する。

契約書別表 1

委託料支払表 契約書第 2 6 条 (委託料の支払)

委託業務名 浄化センター等施設維持管理包括業務
 業務期間 令和 8 年 月 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで
 業務履行期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 1 年 9 月 3 0 日まで

1 契約金額

| | | | |
|------------|---|---------------------|---|
| 契 約 金 額 | 円 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円 |
| 令和 8 年度分 | 円 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円 |
| 令和 9 年度分 | 円 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円 |
| 令和 1 0 年度分 | 円 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円 |
| 令和 1 1 年度分 | 円 | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 円 |

2 委託料支払月額 (単位 : 円)

| | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 1 0 年度 | 令和 1 1 年度 |
|--|---------|---------|-----------|-----------|
| 4 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | / | | | |
| 5 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 6 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 7 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 8 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 9 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 1 0 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 1 1 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 1 2 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 1 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | / |
| 2 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 3 月分 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 合計 <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |
| 委託料 (総額) <small>(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)</small> | | | | |